

障害福祉の動向について

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の
研修制度の改定（R元～）

このテキストは「令和元年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修会」（令和元年6月
厚生労働省・国立障害者リハビリテーションセンター）テキストの一部を抜粋及び改変したものです

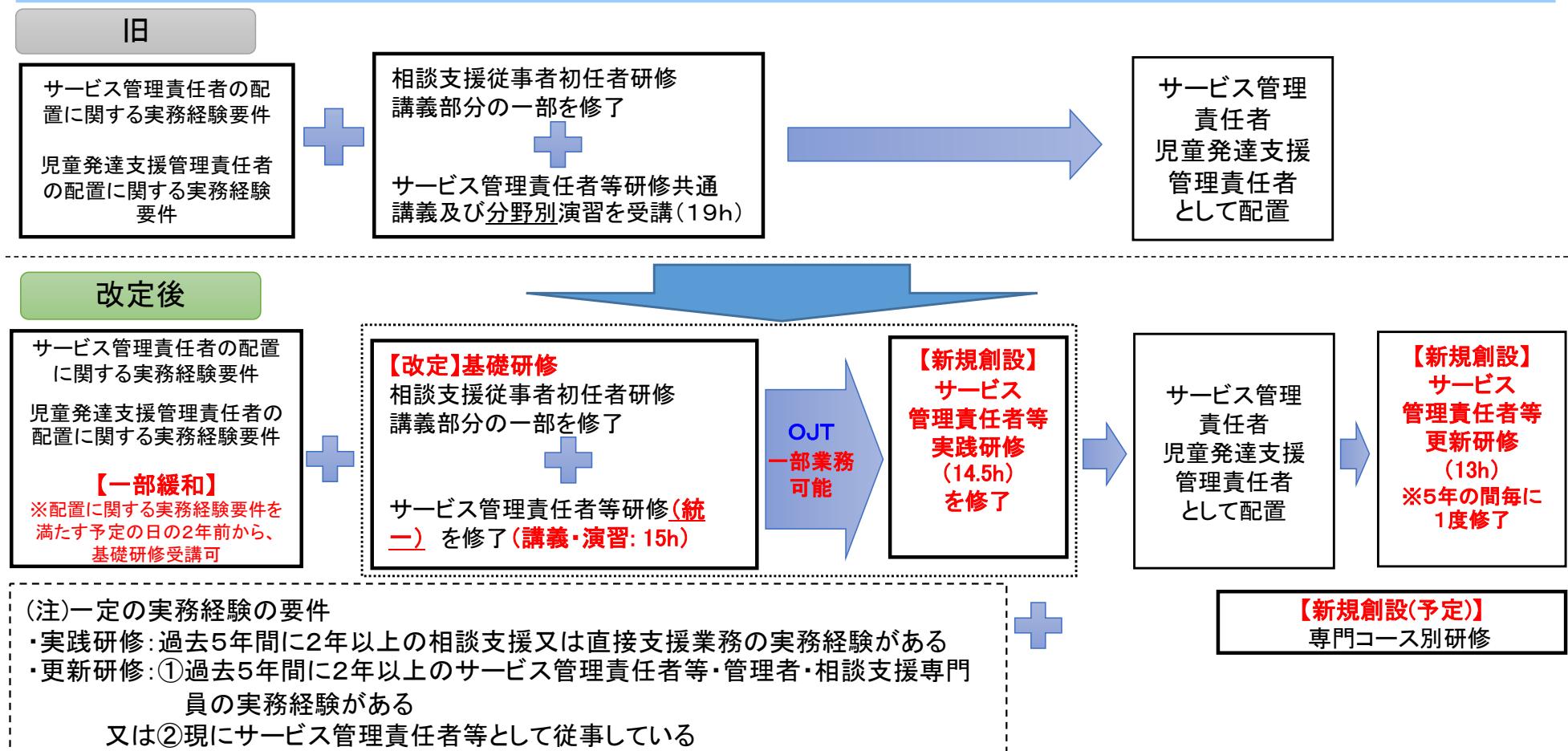


静岡県健康福祉部
障害者支援局障害者政策課

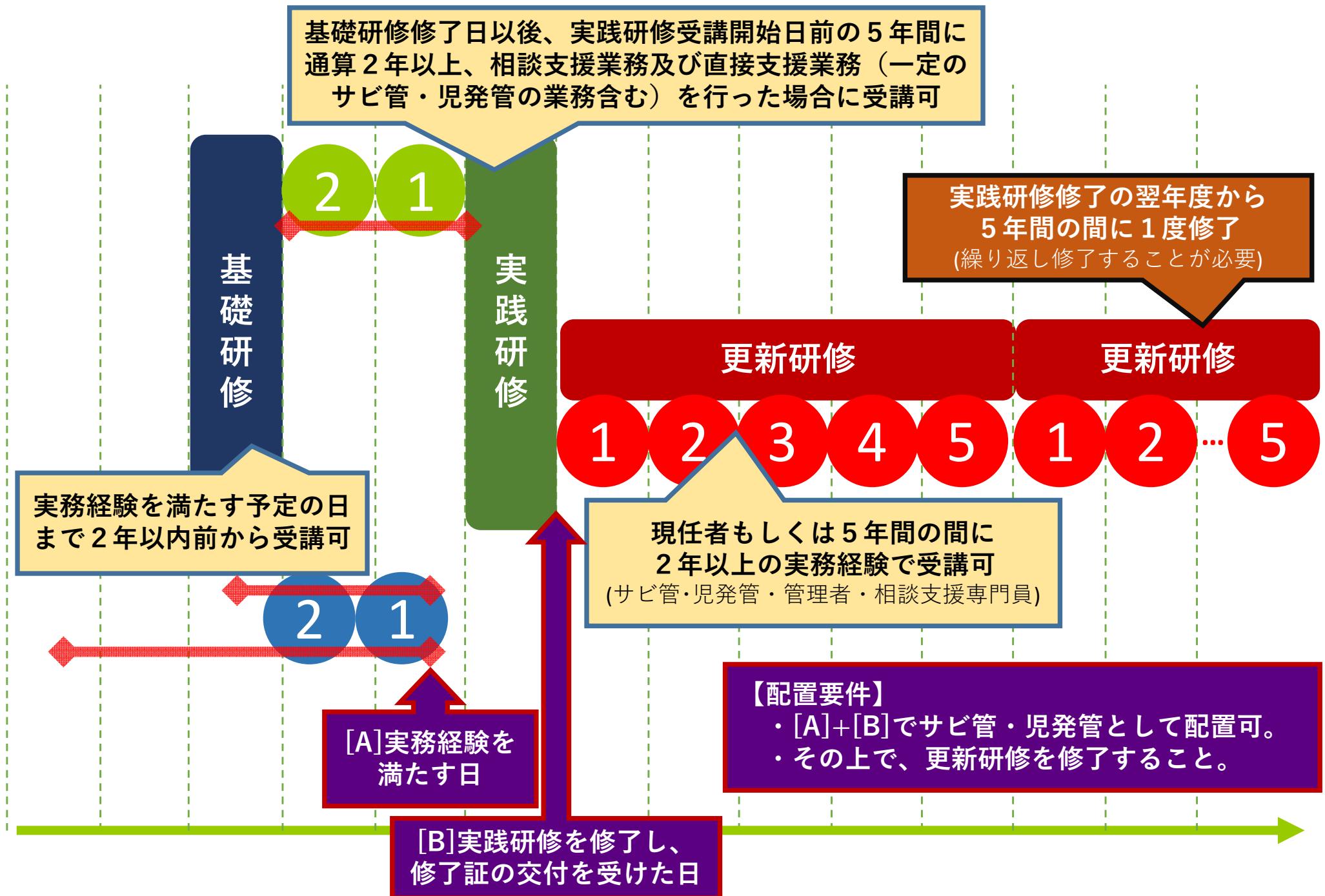


サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。



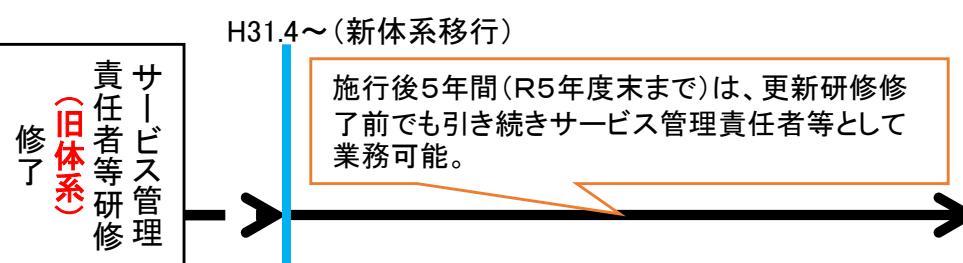
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件



サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について

- ①旧カリキュラムのサービス管理責任者等研修を修了済みの者について

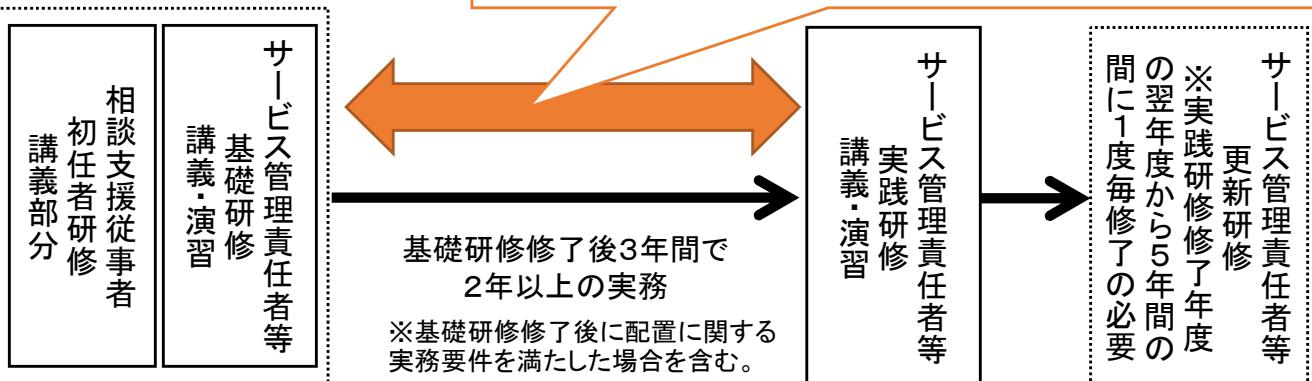


- ②基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について
※H31(R1)年度～R3年度の基礎研修受講者に限る

<配置に関する実務経験要件>

相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

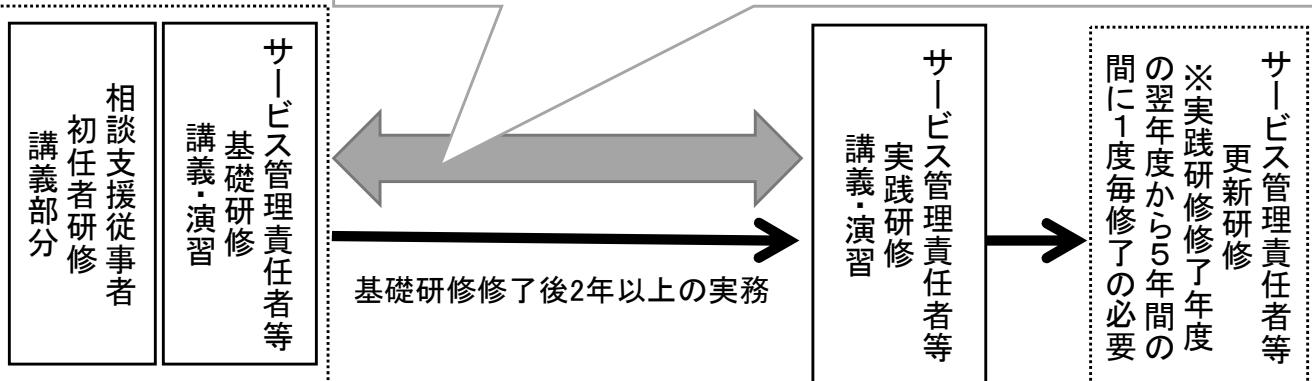
入職



配置時の取扱いの緩和等について

入職

<受講対象>
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上



①実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

- 現行制度上、実践研修の受講にあたって必要な実務経験Ⓐ(OJT)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で受講を可能とする。

【要件】※①～③を全て満たす必要あり

- ① 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件Ⓑ（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

- ② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

（施行日前の実務経験Ⓐ(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）

実務経験要件

研修修了要件

配置要件（原則）

基礎研修
(26h)
修了

実務経験Ⓐ(OJT)
(相談支援業務又は直接支援業務)
(2年以上)

実践研修
(14.5h)
修了

サービス管理
責任者等とし
て配置可
(5年毎に要
更新)

実務経験Ⓑ

相談支援業務
又は
直接支援業務
3～8年

新配置要件（例外）

要件① 基礎研修受講時に既に左記実務経験要件
(3～8年)を満たしている者に限り選択可能なルート

基礎研修
(26h)
修了

要件② 実務経験Ⓐ(OJT)
(個別支援計画作成)
(6月以上)【新規】

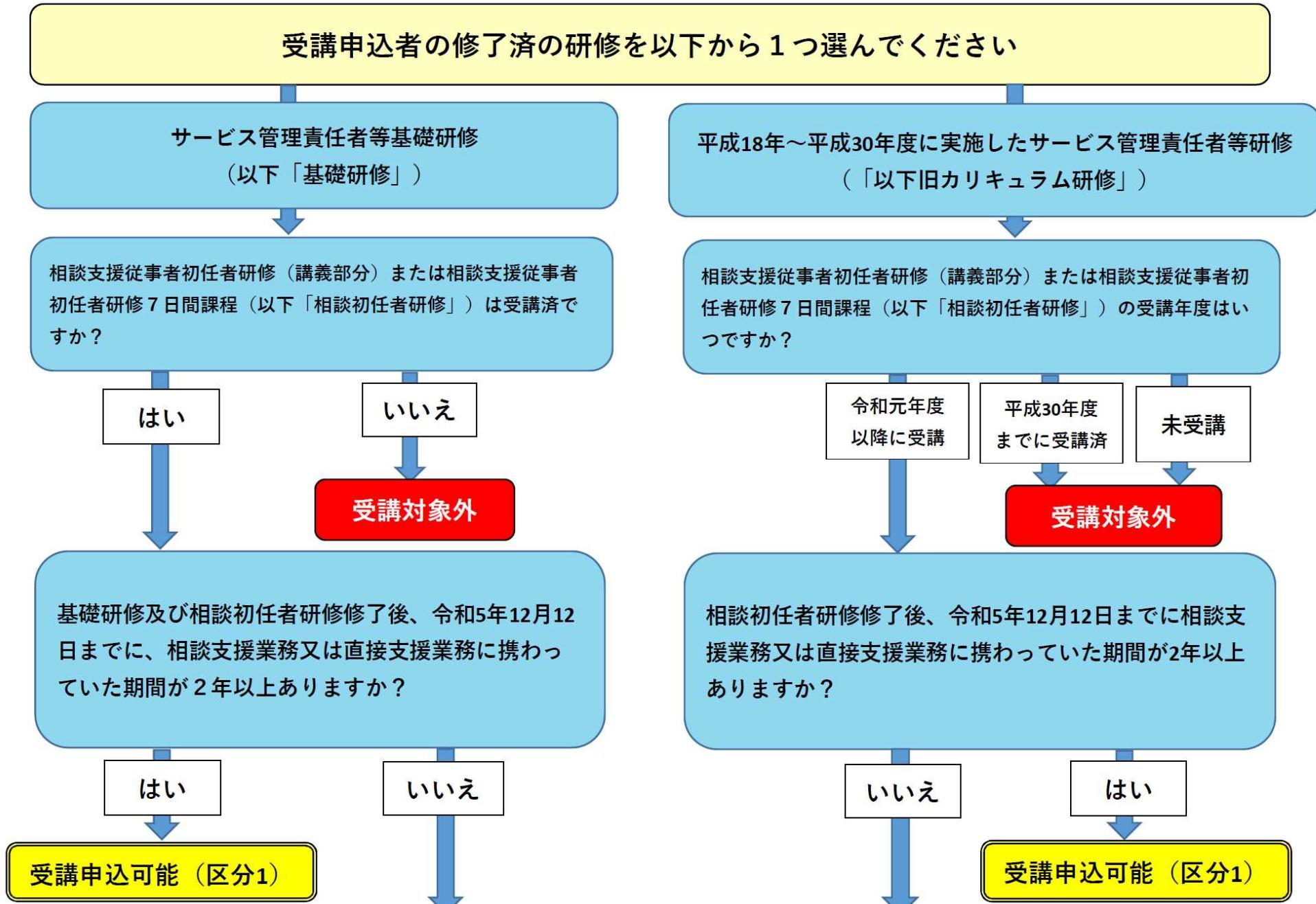
実践研修
(14.5h)
修了

要件③

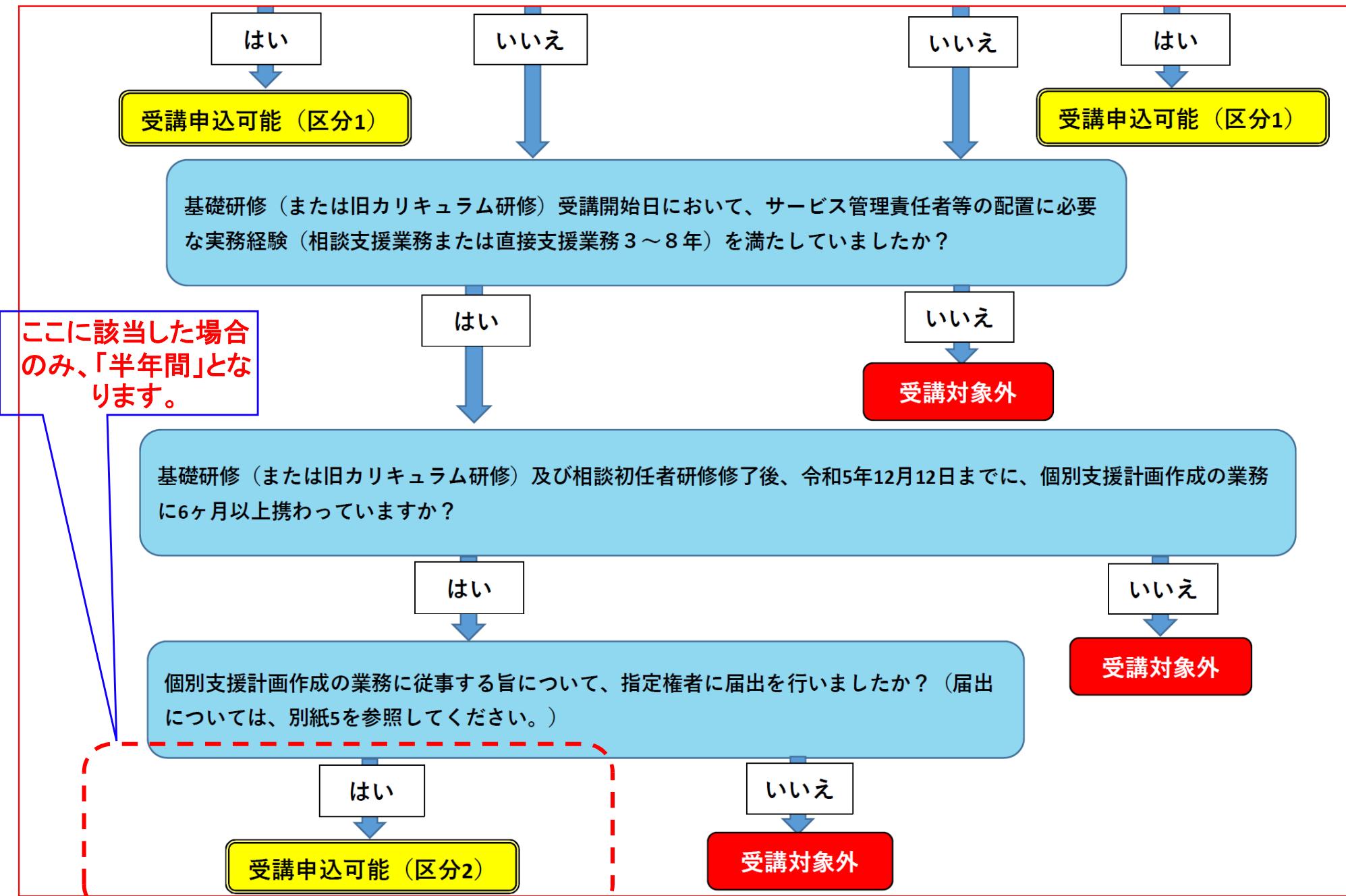
個別支援計画の作成の業務
に従事する旨を事前届出

（具体的な業務内容）
利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議への参加等

R5サービス管理責任者等実践研修 受講申込フローチャート①



R5サービス管理責任者等実践研修 受講申込フローチャート②



サービス管理責任者等研修制度QA

質問	回答
①H30までに分野別サビ管等研修を受講した者の取り扱いは	H30までのサビ管等研修受講者は、新制度の「実践研修」受講相当とみなす。このため、分野の概念はなく、実務経験を満たせば、すべての分野のサビ管・児発管として配置可。
②分野が統一された理由は	分野を超えた連携を図るための共通基盤構築のため。なお、専門性のある領域（児童・就労等）は、今後「専門コース別研修」として実施を検討。（R5は児童に係る研修を実施）
③更新研修を受けるサイクルは	H30までのサビ管等研修受講者：H31～R5までに1回目、1回目を受講した1年後から5年後までに2回目・・・ R3以降の実践研修受講者：実践研修受講の1年後から5年後までに1回目、6年後から10年後までに2回目・・・
④更新研修を受講しなかった場合はどうなるか	サビ管等としての研修要件が失効する。 再度、実践研修を受講すればサビ管等として配置可。
⑤基礎研修修了後、いつまでに実践研修の受講が必要か	期限はなく、基礎研修修了後の過去5年間の間に、2年間の直接支援等の業務経験があればよい。